佐賀県告示第三百五号

律 担当させる機関として、 た生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされ 次のとおり指定した。 及

平成二十一年八月二十一日

佐賀県知事 古 川

康

平成二・五・八	二六番地二三養基郡みやき町大字西島二三	なかしま接骨院
平成二・四・一	番地一 佐賀市金立町大字千布三四〇六	馬場整骨院
指定年月日	所在地	名称